

## 議第 1542号

### 白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、白山市旭丘三丁目地内における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
					主要用途（処理能力）
(株) やまと商事	白山市	27 番 1 外 2 筆	宅地	11,040.5	破碎施設 増設及び変更 ・ 廃プラスチック類 313.1t/日（16 時間稼動） ・ 木くず 128.7t/日（16 時間稼動）
	旭丘三丁目				

#### 【理由】

(株) やまと商事は、現在、本申請地において、金属くずや廃プラスチック類等の中間処理（破碎、圧縮等）を行っており、今回、施設稼働時間を 9 時間から 16 時間に延長すると共に、破碎施設の増設等により、施設の処理能力拡大を図り、リサイクルをすすめ環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、市街化区域内の工業専用地域に位置し、周辺環境に対する対処、関係機関との調整を終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 51 条ただし書の規定により敷地の位置について付議するものである。